

# 平成28年度第15回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成28年12月20日（火） 14：05～16：22
- 2 場 所 1号館14階大会議室
- 3 出席者 <教育委員会>  
雪村教育長 森本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員  
<事務局>  
林教育次長 岡田スポーツ担当局長 稜野総務部長  
川田指導部長 日下社会教育部長 後藤教育施策推進担当部長
- 4 欠席者 今井委員
- 5 傍聴者 4名
- 6 会議内容

（雪村教育長）

それでは、ただいまより、教育委員会会議を始めます。

本日は、議案4件及び報告事項6件です。

このうち、教第56号議案については神戸市教育委員会会議規則第10条第1項第3号により、長の作成する議会の議案に関する事。教第54号議案、報告事項2、報告事項3、報告事項4及び報告事項6については同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であるものと認められるものとして非公開としたいと思いますが、賛同いただけますでしょうか。

（5名の賛成により非公開案件を決定）

（雪村教育長）

それでは、教第55号議案、神戸市立高等学校学則の一部を改正するに当たり、意見公募を実施する件について、学校計画課よりお願いします。

**教第55号議案** 神戸市立高等学校学則の一部を改正するに当たり、意見公募を実施する件

（中村学校計画課首席指導主事）

それでは、教第55号議案、神戸市立高等学校の学則の一部を改正するに当たり、意見公募を実施する件について説明します。

本件は、平成28年度末に、神港高校普通科を廃科することについて、神戸市立高等学校

学則の一部を改正する際に、意見公募を実施する必要がありますので、その案を決定するものです。

4 ページの参考資料をごらんください。

規則改正の趣旨について説明します。

神港高校と兵庫商業高校の再編・統合について、より特色化を推進するため、商業科単独である神港橋高校を平成28年4月に開校しました。

神港高校、兵庫商業高校それぞれの商業に関する学科については、平成28年度入学者選抜から生徒の募集を停止しており、平成29年度末で両校の閉校を予定しています。

一方、神港高校の普通科については、平成26年8月開催の教育委員会会議での決定によって、兵庫県公立高等学校の新通学区域が実施された平成27年度から生徒の募集を停止しています。このたび、平成28年度末をもって、普通科の生徒が卒業する予定であることから、普通科を廃科するものです。

5 ページに、神港橋高校設置におけるクラス数の推移を表にしていますので、あわせてごらんください。

再び1 ページへお戻りください。

このたびの普通科の廃科については、神戸市立高等学校学則を一部改正する必要があります。この規則改正については、神戸市行政手続条例第37条第1項に該当するため、市民意見公募を実施する必要があります。

意見を求める規則改正案は2 ページ及び3 ページに示しています。別表中の神港高校の項から普通科を削除するものです。

意見募集の期間については、平成28年12月27日火曜日から平成29年1月25日水曜日を予定しています。

意見を求める規則の案を公開する方法として、神戸市ホームページ、市政情報室、各区役所等での閲覧を考えています。

また、意見の提出方法としては、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参とします。

以上のように、意見公募をしたいと考えています。

なお、意見公募の結果については、平成29年2月以降の教育委員会会議において規則改正案とあわせて報告します。

以上で教第55号議案の説明を終了します。審議をお願いします。

(雪村教育長)

神戸市立高等学校学則の一部を改正するに当たり、意見公募、いわゆるパブリックコメントを実施する件ですが、いかがでしょうか。

(森本委員)

順調に学校運営をされているかと思えますけれども、事務局が想定される意見の内容は、

どんなことですか。

(牧野学校計画課長)

普通科の廃科については、既に生徒募集を停止していますので、これと違って特別に意見はないのではないかと考えています。

条例上、「規則改正を伴う場合は、一定の除外事項を除いて、必ず意見公募しなさい」ということになっていますので、意見公募の担当局に確認したところ、「今回については意見公募が必要だ」ということでしたので実施する予定にしています。

(森本委員)

行政手続条例のルールにのっとって実施するという考え方ですね。

(牧野学校計画課長)

そうです。

(雪村教育長)

5 ページのスケジュールでは、神港高校については情報処理科と商業科の閉科が閉校と同時にになりますけれども、ここで再度学則の改正がいらいますか。それともこの段階では条例の改正のみですか。

(牧野学校計画課長)

条例に伴う規則改正となりますので、その場合、パブリックコメントは必要ありません。条例改正後に続けて、規則改正もします。

(雪村教育長)

議会の審議を受けて条例改正するということですか。

(牧野学校計画課長)

はい。

来年度、平成29年度末に神港高校、兵庫商業高校は閉校になりますので、その時点で条例改正して廃止という手続をとります。その時点で神港高校の普通科も廃止すればいいのではないかという議論もありましたが、県教育委員会に照会すると「廃科してください」ということでしたので、今回先に廃科する予定にしています。

(雪村教育長)

この件について、そのほか、よろしいですか。

教第55号議案については承認ということによろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

続いて、教第53号議案、「平成29年度全国学力・学習状況調査」への参加及び結果の公表方針を定める件について、お願いします。

**教第53号議案** 「平成29年度全国学力・学習状況調査」への参加及び結果の公表方針を定める件

(浦川教育施策推進担当課長)

教第53号議案です。12月8日の教育委員会会議で、平成29年度以降の全国学力・学習状況調査の状況について報告しましたが、その際に少しお話をした平成29年度の全国学力・学習状況調査の参加と公表方針についての議案です。

まず参加についてです。別紙1をごらんください。

調査の概要です。(1)調査の目的、(2)調査の名称、(3)調査の対象とあります。平成29年度についても、昨年と同じく小学校6年生、中学校3年生の児童生徒が対象となっています。

(4)調査事項としては、来年度は、①ア「教科に関する調査」、イ「質問紙調査」、②学校に対する質問紙調査、これらは例年どおりであります。来年度については、2ページ③のとおり、抽出調査ではありますが、「保護者に対する調査」も実施されます。

それ以外の主な変更点として、資料に掲載していませんけれども、前回申し上げたとおり、これまで国は都道府県別のみ平均正答率を公表していましたが、指定都市も都道府県と同様に平均正答率等の結果を公表することとなります。

また、小学校6年生の調査結果を進学先の中学校に引き継ぐこと。あるいは調査結果について、大学の研究者等に提供していくこと。そういったことが主な変更点です。

神戸市としては「2.」にあるとおり、「参加する」という案としていますが、まずは平成29年度の全国学力・学習状況調査の参加に関して意見を賜りたいと存じます。

(雪村教育長)

平成29年度の全国学力・学習状況調査に参加することについて、ですね。

(浦川教育施策推進担当課長)

はい。

(梶木委員)

「参加する」という案の中に、学校に対する質問紙調査と保護者に対する調査も全部含めて参加するということですね。

(浦川教育施策推進担当課長)

はい。

(梶木委員)

保護者に対する調査は抽出調査ということですが、神戸市からどんなイメージで抽出されるのか、教えてください。

(浦川教育施策推進担当課長)

まだ各都市から何校何人というのは決まっていはいないですけれども、無作為抽出によって全国からこれだけの数を抽出するということは伺っています。ですから、可能性からすれば、神戸市も全国の1%ぐらいの数は当たるのかと思われれます。ただ、どの学校が当たるかは全然わかりません。

(梶木委員)

国が決めるのですね。

(浦川教育施策推進担当課長)

そうです。分析も含めて神戸市がかかわる部分はないです。

(梶木委員)

選ばれた学校の保護者は全員が答えるのですか。そこは抽出ではないのですね。

(浦川教育施策推進担当課長)

学校を抽出しますが、学年を抽出することになりますね。

(梶木委員)

小学校6年生と中学校3年生と両方ではないかもしれないし、1校ずつかもしれないですね。

(浦川教育施策推進担当課長)

それはあるかもしれません。

(梶木委員)

子供は全員回答しますけれども、保護者は答えなくてもいいのでしょうか。

(浦川教育施策推進担当課長)

保護者の方に関しては、調査をお願いするわけですがけれども、例えば白紙でお返しになったりすることもあり得ると聞いています。

(梶木委員)

子供と保護者が一致するようにされますか。

(浦川教育施策推進担当課長)

個人名では一致させないですけれども、保護者に対してどの生徒かという関係性は一致させると聞いています。

前回の調査は4年前にありましたけれども、例えば端的に言うと、「親の収入がいくらですか」といった質問があって、親の収入に対して子供の平均正答率はどうだったかといった分析をされていました。

(雪村教育長)

今、話題になっているような子供の貧困や親の経済格差が子供の学力にどの程度影響を及ぼしているのか。それを是正するにはどうしたらいいかという分析をするのが文科省の目的でしょう。

(浦川教育施策推進担当課長)

目的の一つではあると思います。ただ、そのときの分析結果では、基本的に家庭の世帯収入と学力とは相関関係にあります。とはいえ豊かでなくても子供とのかかわりを長い間とっているかという質問があって、長い時間をとっている家庭の子供はそんなに学力が低いこともなかったという分析もなされています。

(森本委員)

学力調査については当初からずっと参加して、分析もしてきましたね。プラスアルファとして神戸市の独自調査を組み入れて、小学校4年生から中学校3年生まで通してやっている。参加することはそれでいいと思います。けれども、きょうのスクール・ミーティングでも、地域の方々の願いというものを聞きました。やはり地域によっては、学力のことについて十分やってほしいということでした。こういう調査を実施する、しないということよりも、実施した内容をどう分析して各学校に返していくのかということをして、各学校は自分の学校の子供たちの様子から、学力を向上させていくところにつなげていく

必要があると思います。毎回、分析結果はすばらしいものができますけれども、それをいかにして活用していくか、あるいはそれを応用していくかということです。

もう一つ、大学の先生の話がありましたけれども、今、指定研究がたくさん打たれていて、ありとあらゆる大学から先生が来られています。そういう大学の先生に各学校から情報提供がされているかどうかですね。学びの授業もありますし、小学校体育連盟の指定も人権の指定もあります。最終的に学力向上につながってくるときに、学校が自分のところの分析を大学の先生に適切に提示して、ともに考えるべくやっているといます。そういうところでの活用を図っていくと、神戸市の全体の学力は向上していくのではないかと思います。参加することについては、今までもやっていますので、参加するということがいいと思いますけれども、その利用の仕方のことについて考えていただけたらと思います。

(雪村教育長)

そうしたら、教第53号議案の中身としては2点あって、まず1点目が、平成29年度の調査に参加するということですが、これについては参加するということによろしいですか。

(5名の賛成により、調査に参加することを決定)

(雪村教育長)

続いて、その結果の公表方針を神戸市としてどうするかということの議論に移りたいと思います。

説明をお願いします。

(浦川教育施策推進担当課長)

3ページ、別紙2をごらんください。

「平成29年度の全国学力・学習状況調査」の公表方針についての議案です。平成28年度と同様の方針案で、ここには示しています。

「1. 神戸市全体の結果公表について」は、小中学校の教科区分ごとの平均正答率を速報値として公表し、「神戸基礎学力向上推進委員会」での分析を経て、できるだけ早い時期に調査結果の詳細を公表します。

「2. 学校毎の結果の公表について」は、事務局から各学校について、以下の指導をします。

(1) 学校の序列化や過度の学力競争につながるおそれがあるため、平均正答数、平均正答率等の数値は公表しないこと。

(2) 保護者の方への説明責任を果たすために、これまでの取り組みによる成果や改善方策について、文章表記の形で、学校だより等で公表していくこと。

(3) 調査結果を公表する際には、この調査により測定できるのは学力の特定の一部分

であることや、学校における教育活動の一側面にすぎないことを十分に踏まえること。

なお、「事務局においては、学校ごとの平均正答数、平均正答率の数値を公表しない」としてあります。

資料4ページをお開きください。

資料は「実施要領（案）」となっていますが、これとは別に、（案）がとれたものをきょうの当日資料としてお渡ししてはいますが、中身は変わっていませんので、この資料で、引き続き説明します。

資料10ページをごらんください。

10ページに、調査結果の公表方針についてのくだりがございます。

中ほど（イ）②に下線を引いていますけれども、市教育委員会においては、それぞれの判断において、学校の状況について（エ）に基づき公表することは可能であるとしています。また、学校名を明らかにした公表を行うことについては、教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断することとしています。公表はできますけれども、（エ）に示してあることや、必要性において慎重に判断してくださいとしています。

（ウ）です。各学校においても、自分の学校の結果について、それぞれの判断において公表は可能であるとしていますけれども、やはり（エ）という注意事項があります。

（エ）について、例えば②「調査結果の公表を行う教育委員会、または学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表を行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果をあわせて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと」となっています。これは、国の方針も昨年と変わっていません。

これらを踏まえて検討いただければと思いますけれども、参考までに、17ページをごらんください。

17ページは、平成28年度の公表方針です。今年度、実施したものについて、1月19日の教育委員会会議で定めた公表方針と全く同じものです。

18ページの資料3は前回の教育委員会会議で報告した学校別の調査結果の公表をすることについての他自治体の動向です。

おさらいになりますけれども、（2）学校別に平均正答率等の調査結果の公表について、市教育委員会で公表しないように指示している自治体が、神戸市を含めて19都市中11都市です。

神戸市では、方針については教育委員会会議でお諮りして決定していると書いています。審議をお願いします。

（雪村教育長）

公表方針について、いかがでしょうか。

18ページの他の指定都市の結果公表はあくまで平成28年度の調査について各都市はどう



したかということですね。

だから平成29年度どうするかというのは今から決めるということですね。

(浦川教育施策推進担当課長)

はい。

(森本委員)

公表については、教育委員会会議の中で幾度も議論をされて、今の形を踏襲してきました。それだけでも十分よくわかりますね。特に学校がそれを受けて、自分の学校の分析を学校だより等で報告して、検討したことも伝えていきますので、その形でいいのではないかと思います。

ただ、今でも都道府県はランキングにされてしまっています。来年度から数値がはっきり出るので、指定都市が組み込まれてどこが上がったとか下がったとかというようなことになっていますね。結局は序列だけでおさまってしまって、先ほど言ったような中身の話は余り出て来ないです。新聞にはランキングが克明に書いてありますけれども、そういうことよりも中身をどう考えていくかが大切だと思いますので、従来の方針でいいのではないかと思います。

(福田委員)

先ほども意見がありましたように、この結果をどう反映させていくかということが一番のポイントだと思います。そういう議論を積み重ねて、いろいろな形で各学校で対応されているということについて、いろいろと意見交換をしてやってきていますので、それを強化していくという方向でいいのではないかと思います。

(雪村教育長)

ありがとうございます。

今までも議論したように、結果を神戸市全体の児童生徒の学力の向上に役立てるという目的の中で、結論としては別紙2、3ページですね。平均正答率等については、神戸市全体の結果として公表する。

2点目ですが、学校ごとの結果については公表しないという形でもよろしいですか。

各学校では平均正答率等を公表していないですが、各学校の結果の概要については、ホームページ等で公表していましたね。

(戎指導課指導主事)

各学校では、どこがどうだったか、今後どうしていこうかといったことを書いていると思います。紙ベースで配って、ホームページにも載せています。

(浦川教育施策推進担当課長)

分析と課題という形で載せているところが多いです。

(雪村教育長)

参加について、それから公表方針についての教第53号議案は承認ということによろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

続いて、報告事項1、平成28年度第2回定例会市会(11月議会)の報告について、お願いします。

### **報告事項1** 平成28年度第2回定例会市会(11月議会)の報告について

(豊永総務課長)

資料は事前にお配りしてごらんになっていただいていると思います。資料1ページ、2ページに基づいて、簡単に説明します。

大きく3つに分かれていて、1つ目が、平成28年第2回定例会市会議案質疑ということで、垂水区の養護学校の統合移転についてということで、日本共産党赤田議員からの質問でした。垂水養護学校、青陽西養護学校を廃止すべきではないという質問がありました。

2つ目、文教子ども委員会が11月30日に行われました。

1点目、指定管理者の指定の件について審議いただきましたが、これについては、図書館の指定管理期間について、日本共産党赤田委員から質問がありました。指定管理ではなく、直営でやっていくべきだという趣旨の質問です。

2点目、神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件に関して、いぶき明生支援学校(仮称)について、日本共産党の赤田委員からの質問です。これは通学時間や、学校の適正規模の質問がありました。

3点目、2017年度保育・教育予算の増額等を求める請願に関して、預かり保育について、日本共産党の赤田委員から質問がありました。預かり保育を充実すべきだという趣旨の質問です。

4点目、中学校給食に関して、喫食率、残食率について、日本共産党の大前委員からの質問です。また給食の実施方法について、新社会党の小林委員からの質問です。これは自校調理方式や親子方式を検討すべきという質問です。それから衛生管理体制について、日本共産党の赤田委員から質問がありました。

5点目、小学校給食費の値上げを中止し、公費負担で小学校給食の充実を求める陳情に関して、公費負担について、日本共産党の赤田委員からの質問です。それから反対に、給食の質の充実をすべきだということで自由民主党の平井委員から質問がありました。

裏面へ参りまして、給食費の値上げと就学援助との関係について、民進こうべの川原田委員からの質問がありました。

(6)「第6回神戸マラソン」開催結果について報告しています。グッズの販売方式と売り上げについて、日本維新の会の外海委員から質問がありました。

それから他所管事項として、体験教育推進事業の県費補助金について、日本共産党の大前委員から、県の行革案の撤回を求めるべきだという質問です。

学校の洗い場の状況について、民進こうべ川原田委員からの質問です。これは、うがい、手洗い、歯磨きをする洗い場の状況についての確認の質問でした。

教員が特別支援学級生徒に対して不適切な発言を行った事案について、日本共産党の赤田委員から、対応が遅かったのではないかという質問です。

いじめ問題について、新社会党小林委員から、東日本大震災の避難者の方のいじめの問題が横浜市でありましたが、神戸市の状況の確認の質問でした。

それから、3点、新社会党の小林委員、自由民主党の守屋委員、日本共産党の赤田委員から防災教育の関係で質問が出ています。これは防災教育で自衛隊を呼んでの訓練が予定されていましたが、その件についての質問でした。

3つ目は、平成28年第2回定例会の一般質問です。

1点目の小学校給食費について、日本共産党の西議員から、保護者負担ではなくて、公費で賄うべきだという質問です。

2点目に、放課後子ども総合プランについて、公明党の壬生議員から、一層の推進をとるという質問です。

3点目、給食における地産地消の推進と就農支援について、民進こうべ川原田議員からの質問です。年に一度、地元産のものが充実した給食をすべきではないかという質問です。

4点目、多文化共生社会の推進について、民進こうべ平木議員から、日本語指導の充実について求めています。

5点目、博物館・美術館のあり方について、同じく民進こうべ平木議員から、定期的な無料開放ができないかという質問です。

6点目、外郭団体のあり方について、日本維新の会の光田議員から、スポーツ教育協会がスポーツと給食と事業を二つ行っていることを考え直すべきではないかという質問です。

7点目、スポーツ観光まちづくりと参加型交流人口の活用について、日本維新の会光田議員から、ツール・ド・フランスの名前に冠した自動車レースなどの誘致に取り組んではどうかという質問です。

8点目、県費負担教職員の権限移譲について、民進党の諫山議員から、総務・学習指導担当、あるいは人事評価制度に関する質問がありました。

以上、第2回定例会市会の報告です。

(雪村教育長)

定例会市会の報告について、何か質問、意見等はありませんか。

(森本委員)

小学校給食や中学校給食の話題がありますね。きょうもスクール・ミーティングに皆さんも一緒に行きましたけれども、給食の時間は幅広いなと思いました。ただ単に食べるのか、栄養のバランスとか、チンゲンサイがどうなのかとか、そんなことではなくて、食べるまでの手続上のことをとても大事にされていますね。「つくっていただいた方々に」ということは、我々が行ったからやっているのではなくて、日ごろからやっていますね。それからエプロンをつけて、6年生の子たちでもきちんと畳んで入れています。食べ終わったら、我々に対しても知らないと思って、牛乳パックの畳み方から、中の牛乳のすすぎ方、ごみの処理まで全部教えてくれるでしょう。そのとき担任の先生は意外と自分の身の回りの仕事をされて、6年生ですから最後の分配まで児童がしていました。低学年では分配は先生がされていましたけれども、完全に食缶を空にしてから返すというのか、栄養バランスと食育という話もありますけれども、しつけの面までを含めたら、給食の持っている役割は広いですね。

子供に聞くと、やはり好きなおかず、好きではないおかずがはっきりしています。びっくりしたのは「パンと御飯とどっちがいいか」と聞いたら、僕と一緒に食べたところでは、みんな「御飯」と言っていました。我々はパンになれていますけれども、給食の時間に御飯を食べて、パンの生活ではなくて御飯を食べているのだなと思いました。

それから残さないですね。なぜ残さないかといったら、担任の先生がきっちり時間管理をしていたようです。そういうことがわかって、生活の場面にきちんと給食が組み入れられていると感じました。いろいろな議論があって、小学校の給食の問題は幅広い議論になっていると思います。きょうは浜山小学校、その前は横尾小学校に行きましたけれども、やはり学校の全体の中にきちんと組み込まれていると感じました。

(豊永総務課長)

ありがとうございます。

(雪村教育長)

そのほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

そうしたら、報告事項5、神戸市スポーツ特別功労賞 被表彰者決定の件について、お願いします。

### **報告事項5** 神戸市スポーツ特別功労賞 被表彰者決定について

(上田スポーツ体育課長)

報告事項5、神戸市スポーツ特別功労賞 被表彰者決定について説明します。

資料2ページ、「1 被表彰者名」は、長谷川穂積選手、真正ボクシングジムです。今月9日に現役引退を発表されました。これまでの功績は「4 参考」の二つ目の●ですけれども、こういったことで神戸市スポーツ特別賞を数々受賞されてきた経歴があります。

このたび、神戸市スポーツ特別功労賞の授賞を決定しました。過去には、INAC神戸の澤選手、海堀選手を表彰したというものです。

「2 表彰日時」は22日9時半から、市長に引退報告をしに来られたときに表彰を行います。よろしくお願いします。

(雪村教育長)

表彰の件について、いかがでしょうか。

(梶木委員)

この長谷川さんは、これからはどうされていくのですか。神戸市にお住まいですね。

(上田スポーツ体育課長)

神戸市にお住まいですが、今後については確認はとれていません。

(梶木委員)

スクール・ミーティングの話ばかりで申しわけないですけれども、きょうもスクール・ミーティングでプロに会う、本物に出会うということがすごく子供たちの教育にいいという話だったので、ぜひ子供たちへのスポーツの啓発など、いろいろと活躍していただけたらと思います。

(上田スポーツ体育課長)

わかりました。また相談してまいります。

(後藤教育施策推進担当部長)

蛇足ですけれども、奥さんに港島学園の中学部のPTAの会長をしていただいています。

非常に力を注いでいただいています。

(雪村教育長)

確認ですけれども、今回、長谷川選手を表彰するのは神戸市スポーツ特別功労賞であって、過去、神戸市スポーツ特別賞を5回、既に受賞されているということですか。

(上田スポーツ体育課長)

5回目も決定はしていますけれども、これは9月に功績があったことに対する表彰で、これについても合わせて今回表彰しようとするものです。

(雪村教育長)

あさって、22日9時半に、市長から表彰するということですね。  
報告事項についてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

それでは引き続き、主要行事予定について、総務課より説明してください。

## **その他の報告事項** 主要行事予定

(豊永総務課長)

よろしくお願ひします。主要行事の報告と予定ですが、12月8日以降の主要行事については記載のとおりで、本日のスクール・ミーティングまでを記載しています。

今後の主要行事予定ですが、12月22日木曜日、博物館特別展「古代ギリシャ展」の開会式。1月に入りまして、4日水曜日、新年合同祝賀会。9日月曜日は、第22回あじさいコンサート。19日木曜日は、スクール・ミーティングで玉津第二幼稚園。24日火曜日は、第2回指定都市教育委員・教育長協議会、東京で開催されます。27日金曜日、スクール・ミーティングで神港橋高等学校となっています。

それから教育委員会会議日程ですが、1月17日火曜日15時から定例会を開催します。よろしくお願ひします。

(雪村教育長)

主要行事の報告ですが、確認されたいこと、またつけ加えることありませんか。

先週、諸般の事情で延期になったスクール・ミーティングの神戸市立工業高等専門学校については年度内に再調整をするのですか。

(豊永総務課長)

はい。

(雪村教育長)

確認よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

そうしたら、その他教育委員の皆さんから、教育委員会会議で取り上げるべき項目について意見はありませんか。

何かありましたら、また後日でも結構ですので、事務局までお伝えいただきたいと思えます。

それでは、非公開案件に入ります。

傍聴者の方々は、恐れ入りますが退席を願います。

(傍聴者 退席)

(雪村教育長)

そうしたら、再度議案に戻って、教第56号議案、建物等取得の件（舞多聞小学校）に関する意見決定の件についてお願いします。

### **教第56号議案** 建物等取得の件（舞多聞小学校）に関する意見決定の件

(松浦学校整備課長)

それでは、第56号議案について説明します。

本件は8,000万円以上の財産の取得になりますので、市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議決案件になる項目として市会に付議されます。それに先立って市長より教育委員会の意見を聴取されていますので、「異議なし」との意見決定をさせていただくものです。

本件の内容については、平成26年度から平成28年度に一般財団法人神戸すまいまちづくり公社において先行建設した舞多聞小学校の学校施設を、今回買い入れようとするものです。なお、予算については、10月の補正予算において措置されています。

4ページをごらんください。

買い入れの対象校及び対象施設について、市会議案書の案によって簡単に説明します。

まず、買入物件ですが、垂水区舞多聞西にある舞多聞小学校の給食室、プール、クラブハウス、太陽光発電を買い戻します。

買入価格は3億5,297万円余りです。

資料6ページ以降には、舞多聞小学校の施設概要及び買入価格の内訳、校舎配置図を添付していますので、ごらんください。

なお、今年度は10月の国の補正予算に伴う学校環境改善交付金事業の対象となるもののみを買い戻して、残る校舎、体育館等については負担金の補助事業になりますので、平成29年度に国の補助採択を得た上で買い戻す予定をしています。

以上です。審議をお願いします

(雪村教育長)

舞多聞小学校の件、いかがでしょうか。

(森本委員)

お金のことは余りわかりませんが、すまいまちづくり公社が建物を持っているのですね。そして教育委員会が買って、お金を公社に渡すのですね。公社は、当時どうやってお金を用意されたのですか。公社が持っていたのですか。

(松浦学校整備課長)

こちらは先行建設という手法をとっています。先行建設の資金については、神戸市から公社に単年度の短期貸付を行っています。毎年お金を貸し付けて、また返していただいて貸し付けるということをしています。

これは新聞記事にも載っていましたが、いわゆる「オーバーナイト」という手法です。市全体として平成26年度以降は新たな短期貸付は行わないという方針になっています。小中学校については今回の舞多聞小学校と、それから井吹の丘小学校を平成31年度以降に買い戻して、全て買い戻しが終了します。

(森本委員)

わかりました。前に教育長がオーバーナイトの話をされましたね。

(梶木委員)

例えば、太陽光で発生した電気を売電するとお金が発生しますね。買い戻すまでの間、それはどんな仕組みになるのですか。

(松浦学校整備課長)

施設については公社からの使用貸借ということで、法律的には使える状態になっていま



すので、学校・教室の使用に当たっては普通の学校と何ら変わりません。

(梶木委員)

使い始めた4月から学校で借りていて、太陽光発電したものは学校で使ったり、余剰になったら売ったりしているのですか。

(松浦学校整備課長)

一般的には売電を行っていますが、舞多聞小学校については太陽光設備が小規模であるため、売電は行っていません。

(梶木委員)

売電の収入は教育委員会に入ってくるのですか。

(松浦学校整備課長)

学校整備課に入りますので、学校の補修などの財源に当てられます。

(梶木委員)

その学校で使うのではないのですね。

(松浦学校整備課長)

結果的に学校にも予算を配分していますので返っているとは思いますが。全体の歳入で受けて、予算上は全部プールしているような状態です。

(梶木委員)

これから太陽光発電をつけるところはそんなにもうからなくなると聞きました。

(岡田スポーツ担当局長)

売電単価が下がるのですね。そうでないと関西電力がもたないですね。

(梶木委員)

学校で使える分ぐらいあればいいですね。

(松浦学校整備課長)

子供が見られるようにもなっていて、勉強になる部分もあると思います。

(雪村教育長)

そうしたら、教第56号議案については、市長に対して「異議なし」という形で意見を返してよろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

それでは、これで教育委員会会議は閉会をいたします。

**閉会 : 午後4時22分**